

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第七号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表産業・観光・雇用振興部観光局の部観光プロモーション課の項中「新市場開発係」を「万博誘客・新市場開発係」に改め、同表県土マネジメント部の部まちづくりプロジェクト推進課の項を削り、同部大規模広域防災拠点整備課の項を次のように改める。

広域防災拠点課	用地係	調整係
---------	-----	-----

第五条の表中

美しい南部東部振興課	うだ・アニマルパーク振興室	地域振興係 動物愛護管理係
------------	---------------	------------------

を

政策推進課	万博推進室	万博推進係
美しい南部東部振興課	うだ・アニマルパーク振興室	地域振興係 動物愛護管理係

に改

め、同表大和平野中央構想・スタートアップ推進課の項中「企画用地係 施設整備係」を「企画管理係」に改め、同表教育振興課の項及び疾病対策課の項を削る。

第六条総務部の部知事公室政策推進課の項の次に次のように加える。

知事公室 政策推進課 万博推進室

大阪・関西万博の推進に関すること。

第六条総務部の部知事公室防災統括室の項第七号中「大規模広域防災拠点」を「広域防災拠点」に改め、同条文化・教育・くらし創造部の部教育振興課大学設置準備室の項を削り、同条福祉医療部の部医療政策局疾病対策課の項第一号中「（新型コロナウイルス接種推進室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同部医療政策局疾病対策課新型コロナウイルス接種推進室の項及び同条県土マネジメント部の部まちづくりプロジェクト推進課の項を削り、同部リニア推進・地域交通対策課の項に次の一号を加える。

四 大和西大寺駅周辺地区（平城宮跡周辺踏切道対策を含む。）のまちづくりに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条県土マネジメント部の部大規模広域防災拠点整備課の項を次のように改める。

広域防災拠点課

広域防災拠点に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年七月十八日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に県土マネジメント部大規模広域防災拠点整備課の課長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ県土マネジメント部広域防災拠点課の課長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。